

南知多町告示第32号

南知多町は、景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項の規定により、令和4年8月1日をもって景観行政団体となるので、同条第3項の規定により公示します。

令和4年6月21日

南知多町長 石黒和彦

